

独立性の高い社外取締役の確保に係る 有価証券上場規程の一部改正について

平成 26 年 2 月 5 日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

今回の改正は、平成 24 年 9 月の法制審議会総会において採択され、法務大臣に答申された「会社法制の見直しに関する要綱」の附帯決議に基づく上場制度上の対応を図るため、有価証券上場規程の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 取締役である独立役員の確保

上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも 1 名以上確保するよう努めなければならないこととします。

(備 考)

・有価証券上場規程第 44
5 条の 4

III. 施行日

平成 26 年 2 月 10 日から施行します。

以上